

事務連絡  
令和8年2月16日

公益社団法人  
全日本トラック協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局  
貨物流通事業課長

### 適正原価に関する実態調査の未回答事業者に対する再依頼のお願い

今般、国土交通省が実施している「適正原価に関する実態調査」の周知及び回答への働きかけにご協力いただいておりのこと、心より感謝申し上げます。

全日本トラック協会及び各都道府県トラック協会の皆様のご協力により、各事業者から回答をいただいているところですが、提出期限（ドライバン等：2月20日、特殊車両：2月27日）が迫ってまいりました。

つきましては、未回答事業者リストを提供いたしますので、未回答事業者に対する再依頼につきまして、ご協力賜りたくお願い申し上げます。

## トラック運送事業 適正原価調査

### よくある Q&A

#### Q1. 提出済みなのに、再依頼の連絡がありました。

→ ご迷惑をおかけして大変申し訳ございませんが、行き違いで届いている場合がございます。既に提出済みであれば問題ありません。電話での提出確認は不要です。

#### Q2. 調査票（封筒）が届いていません。

→ 以下のいずれかに該当する可能性があります。

- ① 営業所にお勤めの場合 → 調査票は本社宛に送付しています。本社にご確認ください。
- ② 特定貨物自動車運送事業の場合 → 調査対象外のため、調査票は届きません。回答不要です。
- ③ 上記に該当しない場合 → 恐れ入りますが、<https://www.mlit.site> にアクセスいただき、WEB回答または Excel 回答にご協力ください。

#### Q3. 回答期限はいつですか？

→ ドライバン等および靈柩車 → 2月20日（金）

　　靈柩車以外の特殊車両 → 2月27日（金）

#### Q4. 期限に間に合いません。延長できますか？

→ 可能な限り期限までの回答をお願いいたします。なお、期限が過ぎても受付いたします。ご準備でき次第ご提出ください。

#### Q5. 回答は本当に義務ですか？

→ はい、調査票の提出義務がございます。トラック運送業界の適正な原価設定のための重要な基礎資料となりますので、ご協力ををお願いいたします。

#### Q6. 黄色とピンクの封筒が届きました。両方に回答が必要ですか？

→ ドライバン等と特殊車両を両方保有されている場合は、両方のご回答をお願いいたします。2種類以上の車型に回答する場合、重複する設問がございますので、WEB回答を強く推奨します。

#### Q7. 本社と営業所、それぞれ回答が必要ですか？

→ 本社での一括回答が可能です。設問1~16は本社一括、設問17以降は各営業所の回答事項ですが、本社で回答いただけます。（9拠点以下=全営業所、10拠点以上=10営業所を選定）

#### Q8. 調査票が自社の実態と合わず、記入できない箇所があります。

→ 回答可能な箇所についてご回答いただければ結構です。記入できない項目は空欄としてください。

#### Q9. データがない、分からぬ箇所があります。

→ 空欄のままか、概算の数字でご記入ください。ご記入いただける箇所だけで結構です。

#### Q10. 提出した内容について、後日問い合わせはありますか？

→ 原則として、後日問い合わせを行うことはございません。ご安心ください。

#### Q11. 事業者番号が分かりません。

→ 空欄のままご提出ください。

#### Q12. WEB回答では、IDやパスワードは事前に発行されていますか？

→ 事前発行はしておりません。<https://www.mlit.site> にアクセスし、メールアドレスとパスワードをご自身で設定して利用登録してください。

#### Q13. 添付する「事業報告書」「事業実績報告書」とは何ですか？

→ 運輸局に毎年提出している報告書のことです（税務署の決算書ではありません）。損益明細表・人件費明細書がない場合は、新規に作成する必要はなく、提出済み書類の控えのコピーをご提出ください。お手元にない場合は添付不要です。